

コミュニティセンター等使用料免除団体登録について

スポーツ、文化、芸術などの活動のためにコミュニティセンターを利用する団体は、団体登録をすることで使用料が一部または全額免除になります。

1. コミュニティセンター団体登録の区分及び要件等について

団体登録は2種類あります。

		学区地区登録	コミュニティ推進課登録
登録要件	共通要件	①趣味・スポーツ・生涯学習・地域活動支援の団体であること。 ②成人の代表者又は連絡責任者を定めていること。 ③宗教団体、政治団体、営利団体、営利活動が目的の団体でないこと。 ④団体の代表者が、報酬を得て講師等を兼ねるものでないこと。	
	人数要件	5名以上で学区(地区)住民が半数以上であること。	5名以上で鶴岡市民が半数以上であること。
使用料の減免割合		各コミュニティセンター等を 無料(または免除) で使用可能	各コミュニティセンター等の使用料を 一部または全額免除(※) で使用可能
予約可能期間		(登録地区) 2か月前から土日祝を除く5日前まで (上記以外) 1か月前から土日祝を除く5日前まで	1か月前から土日祝を除く5日前まで
登録期間		登録した年度の末(3月末)まで	

※ 鶴岡地域の施設は一部免除、藤島・羽黒・朝日地域の施設は全額免除。

2. 登録手続きについて

コミュニティセンター等使用料免除団体登録申請書を、下記窓口へ持参するか、電子メールで提出してください。

- 窓口 コミュニティ推進課、藤島・羽黒庁舎総務企画課、朝日庁舎地域づくり推進課
各コミュニティセンター、各地域活動センター
- メール 電子メールで提出する場合は件名を「免除団体登録申請書」とし、申請書等を添付の上、下記アドレス宛てに送付してください。
アドレス：community@city.tsuruoka.yamagata.jp

3. 登録証の交付について

登録を承認した団体には登録証を交付します(※)。施設の使用申請の際にご提示ください。登録証は使用料免除団体として登録が承認されたことを証明するものです。登録証をご提示いただけない場合は、使用料免除の対象とならない場合があります。

※ 学区地区登録の団体で、当該地区のコミュニティセンター等のみを利用する団体には交付していません。

【問合せ先】	コミュニティ推進課	TEL：0235-35-1203
	藤島庁舎総務企画課	TEL：0235-64-5814
	羽黒庁舎総務企画課	TEL：0235-26-8772
	朝日庁舎地域づくり推進課	TEL：0235-53-2113